

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年11月27日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第50号

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例(昭和29年相模原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。